

令和8年度「就学援助制度」のお知らせ

須賀川市では、経済的な理由でお子様を就学させるのが困難な方に対して、学校でかかる費用の一部を助成する制度を実施しています。

1 援助を受けることができる方

令和8年度に次の(1)～(10)のいずれかに該当する世帯の方で、所得が認定基準額以下の方

該当理由	該当理由を証明する書類
(1)生活保護世帯の方	・申請書と同意書のみ提出してください。
(2)生活保護が受けられなくなった方	・保護廃止（停止）決定通知書の写し【市福祉事務所からの通知】
(3)市民税が非課税の方 ※申請者が非課税又は減免を受けていても、他の世帯員が課税されている場合は、該当しません。	・申請書と同意書のみ提出してください。
(4)天災その他特別の事情があつて市民税が減免された方	・市民税減免通知書の写し【市役所税務課からの通知】
(5)天災その他特別の事情があつて個人事業税が減免された方	・個人事業税減免承認通知書の写し【福島県地方振興局県税部からの通知】
(6)天災その他特別の事情があつて固定資産税が減免された方	・固定資産税減免通知書の写し【市役所税務課からの通知】
(7)国民健康保険税の減免を受けた方	・国民健康保険税減免決定通知書の写し【市役所保険年金課からの通知】
(8)国民年金保険料の全額免除を受けた方	・国民年金保険料免除申請承認通知書の写し【年金事務所からの通知】
(9)児童扶養手当を受けている方 ※児童手当及び特別児童扶養手当は対象になりません。	・児童扶養手当証書の写し【市役所こども課で発行する証書】
(10)天災その他特別な事由により、子供を就学させるのが困難であると認められる方 ※住宅・自動車ローン等の債務の返済については考慮できません。	次のうちいずれか1つ ・学校長の意見書（所見） ※例年「地区担当民生委員の意見書」をご提出いただいていた方については、変更となりましたのでご注意ください。 ・年金証書、年金額改定通知書又は年金振込通知書等の写し（障害者年金・遺族年金受給者） ・罹災証明書の写し

2 援助の対象となる経費

- ①学用品費 ②通学用品費 ③校外活動費 ④修学旅行費 ⑤新入学児童生徒学用品費等
⑥医療費（学校保健安全法施行令で指定するトラコーマ及び結膜炎、中耳炎、寄生虫病、虫歯等の治療に要する保護者負担分） ⑦学校給食費 ⑧クラブ活動費、生徒会費、PTA会費

※生活保護世帯は、④修学旅行費、⑥医療費 のみが援助の対象となります。

3 就学援助の申請方法

学校から申請用紙を受け取り、関係書類を添えて学校に提出してください。なお、令和8年4月に同じ学校に入学する弟・妹がいる場合には、これらの児童生徒を含めて申請することができます。

小学校と中学校にお子様がいる場合は、小中学校ごとに申請する必要がありますので、ご注意ください。ただし、一方の添付資料は省略することができます。

※ご家庭の事情等により年度途中でも申請を受け付けますが、受付期限は当該年度の1月末日までです。援助費の支給は、認定された月からとなります。

提出書類

- ①就学援助費支給申請書
②同意書 ※世帯員全員の署名が必要
③該当理由を証明する書類 ※表面参照
④通帳の写し ※支店、口座番号、名義がわかる箇所



提出期限 令和8年3月2日（月）

4 認定について

世帯全員の所得状況、家庭状況、学校長の意見等をもとに認定の判定をします。6月以降に世帯の所得状況等を確認させていただきます。所得基準を超えていた場合など、認定されないことがありますので、ご承知おきください。

※世帯員のうち、所得の申告をされていない方がいる場合は、必ず申告が必要となります。

無職・無収入でも必要です。（他の世帯員の扶養となっている場合は除く。）

※令和8年1月2日以降に須賀川市へ転入された方は、6月以降に世帯全員（未就学児・児童・生徒の分は除く）の所得証明書（令和7年分の所得がわかる書類）を提出していただきます。



「所得基準の試算例」は、市ホームページをご覧ください。

5 援助費の支給方法等

(1) 援助費は、学期ごとに分けて口座振込により支給します。

※学校からの集金に未納がある場合は、学校長を経由して現金支給となる場合があります。

(2) 生活状況の好転等により援助の必要がなくなった方、住所・世帯状況等が変わった方は、必ず学校までご連絡ください。

※認定要件に該当しなくなった場合、援助費を返納していただくことがあります。